

令和 7 年 度

網走地方山岳遭難防止対策協議会

第 1 回臨時總會議案（書面開催）

網走地方山岳遭難防止対策協議会事務局

< 第 1 回 臨 時 総 会 議 案 >

【議 案】

- (1) 議案第 1 号 令和 8 年度事業計画 (案) について
- (2) 議案第 2 号 令和 8 年度歳入歳出予算 (案) について
- (3) 議案第 3 号 令和 8 年度市町村負担金 (案) について
- (4) 議案第 4 号 会則の改定について

令和7年度 網走地方山岳遭難防止対策協議会

< 第1回臨時総会議案の趣旨等 >

【議案】

- (1) 議案第1号 令和8年度事業計画(案)について
登山者等の安全確保の観点から遭難防止対策助成事業の実施を計画。
救助訓練等(訓練や研修会の開催等)については、要望があれば令和9年度以降に実施を検討する。
- (2) 議案第2号 令和8年度予算(案)について
各予算算出根拠については別紙1~4のとおり。
- (3) 議案第3号 令和8年度市町村負担金(案)について
(2)より令和7年度と同額とする。
- (4) 議案第4号 会則の改定について
オホーツク観光連盟解散に伴い当会を退会することから、別表第1及び別表第2を改定する。

(添付資料)

別紙1~4

議案第1号

令和8年度事業計画（案）について

令和8年度の事業計画（案）について、別添のとおり提出します。

令和8年（2026年）3月3日

網走地方山岳遭難防止対策協議会会長
オホーツク総合振興局長 野村 博明

令和8年度 網走地方山岳遭難防止対策協議会 事業計画（案）

区分	事業名	事業内容
会議の開催	定期総会（役員会）の開催	前年度の事業実績及び決算報告、役員の改選等について審議する。
遭難防止対策	山岳パトロールの実施 助成事業の実施	登山者への安全指導等を行う。 令和8年度遭難防止対策助成事業を実施する。
遭難救助対策	山岳遭難救助隊員傷害保険の更新 救助組織体制の確立強化 救助訓練の検討 救助用装備資機材の整備 その他	救助活動等における救助隊員の傷害に備え、各地方山岳遭難防止対策協議会が共同で加入負担する傷害保険を更新する。 救助隊員名簿の更新など、救助体制の整備強化に努める。 訓練及び研修の実施について、要望があれば令和9年度以降に実施を検討する。 救助体制の強化を図るため、装備資機材の配備を進める。 その他随時、必要な事業を実施する。

議案第2号

令和8年度歳入歳出予算（案）について

令和8年度の歳入歳出予算（案）について、別添のとおり提出します。

令和8年（2026年）3月3日

網走地方山岳遭難防止対策協議会会長
オホーツク総合振興局長 野村 博明

令和8年度 網走地方山岳遭難防止対策協議会

歳入歳出予算(案)

歳入予算額 404,573 円
 歳出予算額 404,573 円

【歳入】

(単位：円)

科 目		本年度予算額	前年度予算額	増 減	備 考
項	目				
市町村負担金	市町村負担金	267,900	267,900	0	
道遭対協負担金	道遭対協負担金	104,000	104,000	0	
雑 収 入	雑 収 入	447	8	439	利息
前年度繰越金	前年度繰越金	32,226	11,732	20,494	
合 計		404,573	383,640	20,933	

【歳出】

(単位：円)

科 目		本年度予算額	前年度予算額	増 減	備 考
項	目				
会 議 費	会 議 費	0	0	0	
事 務 費	事 務 費	8,310	8,970	△ 660	振込手数料等
事 業 費	山岳ハトロール費	100,000	100,000	0	斜里岳等で実施
	安全対策費	64,600	172,790	△ 108,190	看板用地賃貸借料、 看板修理費等
	救助活動費	59,983	60,037	△ 54	傷害保険料等
	訓練研修費	0	0	0	救助訓練参加経費
	装 備 費	171,680	41,843	129,837	装備資機材配備経費
合 計		404,573	383,640	20,933	

令和 8 年度予算 算出根拠

【歳入】

(単位：円)

科 目		R8年度予算額 (案)	R7年度決算額 (予定)	増 減	内 容	算出根拠
項	目					
市町村負担金	市町村負担金	267,900	267,900	0	市町村負担金 14,100円*19市町村	繰越金なしの見込み
道遭対協負担金	道遭対協負担金	104,000	104,000	0	道遭対協補助金	道遭対協からの補助金 (R8.3時点94,000円補助あり) ※残額はR8.5頃10,000円入金
雑 収 入	雑 収 入	447	447	0	利息	
前年度繰越金	前年度繰越金	32,226	11,847	20,379	前年度繰越金	R7年度繰越金
合 計		404,573	384,194	20,379		

【歳出】

(単位：円)

科 目		R8年度予算額 (案)	R7年度決算額 (予定)	増 減	使 途	算出根拠
項	目					
会 議 費	会 議 費	0	0	0	会場使用料等	R7年度実績による
事 務 費	事 務 費	※1 8,310	※1 2,310	6,000	振込手数料・送料	振込手数料(補助金・山岳パトロール 費・傷害保険料)+装備費送料等
事 業 費	山岳パトロール費	100,000 ※2	100,000 ※2	0	斜里岳等の 山岳パトロール事業費	R7年度実績(見込み)による
	安全対策費	64,600	151,060	△ 86,460	看板用地賃貸借料 助成事業	看板土地利用料3,000円 R8年度助成希望事業61,600円
	救助活動費	59,983	59,983	0	傷害保険料	R7年度実績額より算出
	訓練研修費	0	0	0	救助訓練参加経費	R7年度実施なし R8年度実施予定なし
	装 備 費	※3 171,680	※3 38,500	133,180	装備資機材配備経費	R7年度希望154,600円+金額調整 R8年度に再調査実施
合 計		404,573	351,853	52,720		

※1 別紙2 事務費、※2 別紙3 安全対策費、※3 別紙4 装備費 参照のこと。

注1 R7年度歳入決算予定額384,194円、歳出決算予定額351,853円、繰越金32,226円となっており115円の乖離が生じる。
これは、昨年、予算作成時、R7.2.17に利息収入115円があったが、収入に気付かず予算を作成したため生じたもの。

令和7年度事務費内訳

事務費内訳	金額	備考
傷害保険料振込手数料	990	R7.8.18支出
道遭対協補助金振込手数料	660	R7.10.9支出
助成金振込手数料	440	R7.12.11支出
山岳パトロール費振込手数料	220	R8.3月末～4月支出予定
計	2,310	

令和8年度事務費（案）

用途	想定金額	備考
傷害保険料振込手数料	990	R8.8支出予定
道遭対協補助金振込手数料	660	時期未定
助成金振込手数料	440	時期未定
装備費手数料等	6,000	R9.1～3支出予定 ゆうパック170サイズ*2 想定
山岳パトロール費手数料	220	R9.3支出予定
計	8,310	

※ ゆうパック170サイズ1点あたり3,000円を想定

令和7年度 安全対策費内訳

令和7年度要望					令和7年度実績			
事業者	事業名	単価	件数	計	単価	件数	計	備考
遭対協	土地使用料	3,000	1	3,000	3,000	1	3,000	登山者用啓発看板(斜里町内)
遭対協	看板修理費	119,790	1	119,790	104,060	1	104,060	熊による人身事故のため入山不可、R8年4月実施予定
滝上町	山菜採り等遭難防災対策(のぼり旗作成)	50,000	1	50,000	44,000	1	44,000	
				172,790				
				↳要望額	↳実績額			

令和8年度安全対策費(案)

令和8年度助成希望調査(R7.11時点)等				
事業者	装備品名	単価	個数	計
遭対協	土地使用料	3,000	1	3,000
滝上町	山菜採り等遭難防災対策(のぼり旗作成)	61,600	1	61,600
				64,600

令和7年度 装備費内訳

令和7年度装備品要望結果					令和7年度装備費実績				
山岳会	装備品名	単価	個数	計	単価	個数	計	備考	
羅臼山岳会	ビーコン	38,500	2	77,000	38,500	0	0	不採択	
網走山岳会	熊よけスプレー	38,800	2	77,600	38,500	1	38,500	一部採択	
				154,600				38,500	
				↳要望額					↳実績額

令和8年度装備費（案）

令和7年度装備品要望調査結果（R7.11時点）				
山岳会	装備品名	単価	個数	計
羅臼山岳会	ビーコン	38,500	2	77,000
網走山岳会	熊よけスプレー	38,800	2	77,600
				154,600

※154,600円のほか、予備額17,080円を金額調整として計上

議案第3号

令和8年度市町村負担金（案）について

令和8年度の市町村負担金（案）について、別添のとおり提出します。

令和8年（2026年）3月3日

網走地方山岳遭難防止対策協議会会長
オホーツク総合振興局長 野村 博明

令和8年度 網走地方山岳遭難防止対策協議会負担金（案）

（単位：円）

市町村名	令和8年度負担	令和7年度負担	比較	備考
北見市	14,100	14,100	0	
網走市	14,100	14,100	0	
紋別市	14,100	14,100	0	
大空町	14,100	14,100	0	
美幌町	14,100	14,100	0	
津別町	14,100	14,100	0	
斜里町	14,100	14,100	0	
清里町	14,100	14,100	0	
小清水町	14,100	14,100	0	
訓子府町	14,100	14,100	0	
置戸町	14,100	14,100	0	
佐呂間町	14,100	14,100	0	
遠軽町	14,100	14,100	0	
湧別町	14,100	14,100	0	
滝上町	14,100	14,100	0	
興部町	14,100	14,100	0	
西興部村	14,100	14,100	0	
雄武町	14,100	14,100	0	
羅臼町	14,100	14,100	0	根室振興局管内
合計	267,900	267,900	0	

議案第4号

網走地方山岳遭難防止対策協議会会則の改定について

網走地方山岳遭難防止対策協議会会則の改定について、別添のとおり案を提出します。

令和8年（2026年）3月3日

網走地方山岳遭難防止対策協議会会長
オホーツク総合振興局長 野村 博明

北海道網走地方山岳遭難防止対策協議会会則

(名称)

第1条 この会は、北海道網走地方山岳遭難防止対策協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、北海道オホーツク総合振興局管内及び羅臼町内における山岳遭難者の捜索及び救護並びに事故防止に必要な対策を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次にあげる事業を行う。

- (1) 遭難事故防止対策、啓発及び宣伝に関すること
- (2) 遭難者の捜索及び救護に関すること
- (3) 遭難事故の調査研究に関すること
- (4) 必要な施設の改善及び拡充に関すること
- (5) 登山道徳の高揚に関すること
- (6) その他前条の目的達成に必要なこと

(組織)

第4条 協議会は、別表第1にあげる機関及び団体（以下「加盟団体」という。）をもって組織する。

(部会)

第5条 協議会に次の部会を置く。

- (1) 総務部会
- (2) 指導対策部会
- (3) 救助対策部会

2 部会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 総務部会
 - ア 協議会の加盟団体並びに部会相互の連絡調整に関すること
 - イ 対策の制度上における問題点の検討に関すること
 - ウ 他の部会に所属しないこと
- (2) 指導対策部会
 - ア 安全な登山思想の普及に関すること
 - イ 山岳遭難防止の指導に関すること
- (3) 救助対策部会
 - ア 遭難者の捜索及び救助活動に関すること
 - イ 救助訓練に関すること
 - ウ 救助装備に関すること
 - エ 救助隊員に関すること

3 加盟団体の所属すべき部会は、別表第2のとおりとする。

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 部会長 部会ごとに1名
- (4) 理 事 若干名
- (5) 監 事 2名

(役員を選任)

第7条 会長は北海道オホーツク総合振興局長、副会長は北海道警察北見方面本部長の職にあるものをもってこれにあてる。

2 部会長は、次の職にあるものをもってこれにあてる。

- (1) 総務部会長 北海道オホーツク総合振興局地域創生部長
- (2) 指導対策部会長 北海道オホーツク総合振興局くらし・子育て担当部長
- (3) 救助対策部会長 北海道警察北見方面本部地域課長

3 理事及び監事は、総会において選任する。

(役員の仕事)

第8条 会長は、協議会を代表し、会議の議長となる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を代理する。
- 3 部会長は、部会の業務を所掌する。
- 4 理事は、協議会の事業の執行にあたる。
- 5 監事は、協議会の会計を監査し、総会に報告するものとする。

(役員の仕事)

第9条 理事及び監事の仕事は2年とする。

- 2 理事及び監事は、任期満了の場合においても後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。
- 3 補欠により選任された理事及び監事の仕事は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第10条 協議会の事務局を北海道オホーツク総合振興局地域創生部危機対策室内に置く。

2 事務局に次の職員を置く。

- (1) 事務局長 1名
- (2) 幹事 1名
- (3) 書記 若干名

3 事務局長は、北海道オホーツク総合振興局地域創生部危機対策室主幹の職にあるものをもってこれにあてる。

4 幹事及び書記は、事務局長の命を受け協議会の庶務及び会計事務に従事する。

(備付簿冊)

第11条 事務局に次の簿冊を備える。

- (1) 加盟団体名簿
- (2) 会則規定綴
- (3) 備品台帳
- (4) 金銭出納簿
- (5) 証拠書類綴
- (6) 予算及び決算書類綴
- (7) 救助隊員名簿
- (8) 事業その他関係書類綴

(会議)

第12条 協議会の会議は、総会、役員会及び部会とする。

- 2 総会は、定期総会及び臨時総会とし、定期総会は年1回会長が招集し、臨時総会は会長が特に必要と認めたとときに招集する。
- 3 役員会は、第6条にあげる役員をもって組織し、会長が招集する。
- 4 部会は、部会長が業務推進上、必要と認めたとときに招集する。
- 5 会議の議決は、出席者の過半数による。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 会長は、やむを得ない理由のため会議を開催できない場合には、議事を記した書面を会員に送付し、諾否を問い、その結果をもって協議会の議決に代えることができる。

なお、前項の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(会議の議決事項)

第13条 総会において議決する事項は、次のとおりとする。

- (1) 予算、決算及び負担金
- (2) 事業計画

- (3) 会則の改正
 - (4) 理事及び監事の選任
 - (5) その他会長が必要と認めた事項
- 2 役員会において議決する事項は、次のとおりとする。

- (1) 総会に付議する案件
 - (2) その他会長が必要と認めた事項
- (会の経費)

第14条 協議会の経費は、市町村負担金、補助金その他の収入をもってあてる。
(会計年度)

第15条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
(支部)

第16条 協議会に支部を設置する必要があるときは、総会の承認を得て、その地区に支部を設置することができる。

- 2 支部に関する規定は、この会則に準じ、その地区の実情に応じて定めるものとする。
(会長への委任)

第17条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営及び救助活動等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、昭和63年6月6日から施行する。

附 則

この会則は、平成7年7月21日から施行する。

附 則

この会則は、平成8年7月8日から施行する。

附 則

この会則は、平成11年6月29日から施行する。

附 則

この会則は、平成13年8月10日から施行する。

附 則

この会則は、平成14年7月24日から施行する。

附 則

この会則は、平成16年7月9日から施行する。

附 則

この会則は、平成17年6月27日から施行する。

附 則

この会則は、平成18年6月22日から施行する。

附 則

この会則は、平成20年6月10日から施行する。

附 則

この会則は、平成21年7月 8日から施行する。

附 則

この会則は、平成22年6月25日から施行する。

附 則

この会則は、平成23年7月 1日から施行する。

附 則

この会則は、平成24年7月 2日から施行する。

附 則

この会則は、平成25年9月 2日から施行する。

附 則

この会則は、平成27年11月17日から施行する。

附 則

この会則は、平成29年 6月29日から施行する。

附 則

この会則は、令和3年 4月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和4年11月25日から施行する。

附 則

この会則は、令和5年4月14日から施行する。

附 則

この会則は、令和5年6月26日から施行する。

附 則

この会則は、令和8年〇月〇日から施行する。

別表第 1

加 盟 団 体

大空町
 美幌町
 津別町
 斜里町
 清里町
 小清水町
 訓子府町
 置戸町
 佐呂間町
 遠軽町
 湧別町
 滝上町
 興部町
 西興部村
 雄武町
 北見市
 網走市
 紋別市
 羅臼町

北海道オホーツク総合振興局
 〔危機対策室、環境生活課〕
 〔東部森林室、西部森林室〕
 北海道警察北見方面本部
 北海道教育庁オホーツク教育局
 網走地方気象台
 網走警察署
 北見警察署
 斜里警察署
 美幌警察署
 遠軽警察署
 紋別警察署
 興部警察署
 中標津警察署
 環境省釧路自然環境事務所
 ウトロ自然保護官事務所
 羅臼自然保護官事務所
 網走南部森林管理署
 網走西部森林管理署
 網走西部森林管理署西紋別支署
 網走中部森林管理署
 根釧東部森林管理署
 陸上自衛隊第 2 師団第 25 普通科連隊
 陸上自衛隊第 5 旅団第 6 即応機動連隊
 遠軽地区広域組合消防本部
 美幌・津別広域事務組合消防本部
 網走地区消防組合消防本部
 北見地区消防組合消防本部
 斜里地区消防組合消防本部
 紋別地区消防組合消防本部
 根室北部消防事務組合消防本部
 北海道旅客鉄道（株）旭川支社
 北海道旅客鉄道（株）釧路支社
 日本赤十字社北海道支部オホーツク地区

北見山岳会
 クーラカンリ
 網走山岳会
 網走黎明登高会
 斜里山岳会
 白滝山岳会
~~オホーツク観光連盟~~
 NHK北見放送局
 HBC北見放送局
 S T V旭川放送局
 北海道新聞社網走支局
 朝日新聞社網走支局
 毎日新聞社北見通信部
 読売新聞社網走通信部

別表第2

部 会 所 属 指 定

総務部会	指導対策部会	救助対策部会
北海道オホーツク総合振興局(危機対策室) 大空町 美幌町 津別町 斜里町 清里町 小清水町 訓子府町 置戸町 佐呂間町 遠軽町 湧別町 滝上町 興部町 西興部村 雄武町 北見市 網走市 紋別市 羅臼町	北海道オホーツク総合振興局(環境生活課) 北海道教育庁オホーツク教育局 網走地方気象台 オホーツク観光連盟 NHK北見放送局 HBC北見放送局 STV旭川放送局 北海道新聞社網走支局 朝日新聞社網走通信部 毎日新聞社北見通信部 読売新聞社網走通信部	北海道警察北見方面本部 網走警察署 北見警察署 斜里警察署 美幌警察署 遠軽警察署 紋別警察署 興部警察署 中標津警察署 環境省釧路自然環境事務所 ウトロ自然保護官事務所 羅臼自然保護官事務所 網走南部森林管理署 網走西部森林管理署 網走西部森林管理署西紋別支署 網走中部森林管理署 根釧東部森林管理署 北海道オホーツク総合振興局(東部森林室) 北海道オホーツク総合振興局(西部森林室) 陸上自衛隊第2師団第25普通科連隊 陸上自衛隊第5旅団第6即応機動連隊 遠軽地区広域組合消防本部 美幌・津別広域事務組合消防本部 網走地区消防組合消防本部 北見地区消防組合消防本部 斜里地区消防組合消防本部 紋別地区消防組合消防本部 根室北部消防事務組合消防本部 北海道旅客鉄道(株)旭川支社 北海道旅客鉄道(株)釧路支社 日本赤十字社北海道支部オホーツク地区 北見山岳会 クーラカンリ 網走山岳会 網走黎明登高会 斜里山岳会 白滝山岳会

令和7年度役員名簿

会 長	北海道オホーツク総合振興局長
副 会 長	北海道警察北見方面本部長
総務部会長	北海道オホーツク総合振興局地域創生部長
指導対策部会長	北海道オホーツク総合振興局くらし・子育て担当部長
救助対策部会長	北海道警察北見方面本部地域課長
理 事	斜里町長
	遠軽町長
	西興部村長
	網走警察署長
	網走南部森林管理署長
	網走山岳会長
	白滝山岳会長
	日本放送協会北見放送局長
監 事	津別町長
	興部町長

北海道網走地方山岳遭難救助対策要綱

(目的)

第1条 この要綱は、北海道網走地方山岳遭難防止対策協議会（以下「協議会」という。）会則第17条に基づき、山岳遭難救助活動を円滑適正ならしめることを目的とする。

(救助隊員)

第2条 救助隊員は加盟団体からの推薦に基づき、救助隊員名簿に登録された者とする。

(救助隊の出動)

第3条 救助隊は、遭難関係者又は関係機関より所轄警察署長に対し電話、口頭、文書のいずれを問わず、捜索願いが正式に提出され、所轄警察署長より出動要請があったとき、会長の判断によって出動するものとする。但し、会長に出動要請を行う暇のない場合については、速やかに事後連絡することにより、会長の依頼により出動したとみなすものとする。

(救助隊員編成及び指揮命令系統)

第4条 救助隊員は、出動したとき所轄警察署長に応援合体し、概ね別表組織に編成される。救助の指揮、命令系統は別表のとおりとする。捜索本部長は所轄警察署長、副本部長は所轄市町村長とする。現地捜索隊長等は捜索本部長が決定するものとする。なお、必要な場合は、北海道警察北見方面本部長（以下「道警方面本部長」という。）及び捜索本部長並びに会長の三者が協議し決定する。

(自衛隊に対する応援要請)

第5条 自衛隊に対する派遣要請は、道警方面本部長と北海道オホーツク総合振興局長とが協議し、北海道オホーツク総合振興局長が要請する。

(報道機関との関係)

第6条 救助活動の迅速、適正を期するため報道機関に協力を求め、救助活動の状況等については捜索本部長がこれを正確を期し発表するとともに、特にラジオ放送の依頼については捜索本部長と現地捜索隊長とが協議して正確を期する。

(救助隊の出動に要した経費の負担)

第7条 救助隊の出動に要した費用は、遭難者の家族又はその関係者において負担するものとし、負担能力のない場合等においては関係市町村において協議し措置するものとする。協議会は予算の範囲内においてその所要経費を補助することができる。

(救助隊員に対する給与等)

第8条 救助に出動した隊員の報酬は、原則として給与しない。